

**「特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う
設置運営事業等の監査及び会計に関する命令の一部を改正する命令案」
に関する意見募集の結果について**

令和6年3月29日
カジノ管理委員会
国土交通省観光庁

1. 意見募集の結果

カジノ管理委員会及び観光庁では、「特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令の一部を改正する命令案」につきまして、令和6年1月26日から同年2月25日までの間、広く意見の募集を行いましたところ、1件の御意見をいただきました。皆様の御協力に厚く御礼申し上げます。

お寄せいただいた御意見及びそれに対する考え方について別紙1（特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令の一部を改正する命令案に関する意見及びそれに対するカジノ管理委員会及び観光庁の考え方）のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

2. 公布・施行日

特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令の一部を改正する命令は、法制的観点から所要の検討を加えた上で、本日公布され、本日施行分を除き令和6年4月1日に施行されます。

（参考）公布された条文